# 給水装置工事の手引き

【改訂版】

伊勢市上下水道部上水道課

## 目 次

1	給水装置の定義	2
2	工事の申込み	7
3	申込みの時期	9
4	加入金等の支払い	9
5		9
6	提出書類	10
7	申込みの取下げ	10
8	申込書等の記入要領	 11
	<ul><li>◇ 給水装置申込書</li></ul>	11
	<ul><li>◇ 位置図</li></ul>	13
	<ul><li>○ 配置図</li></ul>	14
	◇ 平面図	15
	◇ 立管図	16
	◇ 4分割図	17
	◇ 使用材料表	19
	◇ 県道占用添付書類	20
	◇ 国道占用添付書類	20
	◇ 各種承諾書等	22
	◇ 配水管布設に関する書類	29
	◇ 受水槽調査票	32
	◇ 竣工届	33
	◇ 給水装置工事台帳	35
	◇ 工事写真	37
9	図面作成の留意点	39
10	検査	49

#### 1 給水装置の定義

#### 1-1 給水装置とは

水道本管の分岐部から蛇口までの水道施設〔給水管、止水栓、メーターボックスなど(※メーターは市の所有物です)〕は建物の所有者が設置したもので、<u>建物の所有者の財産</u>です。水道施設の新設、改造、修繕、撤去、維持管理は、建物の所有者が行っていただくことになっています。

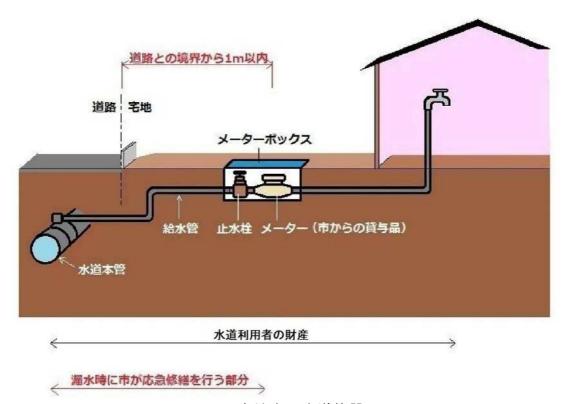


図:宅地内の水道施設

#### <給水装置の修繕工事>

給水装置とは、道路にある水道本管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具(蛇口等)のことをいいます(伊勢市上水道給水条例第3条)。給水装置(メーターは市の所有物です)は道路部を含めてお客様の財産であり、修繕などの際にかかる費用は、お客様の負担となります。

しかし、貴重な水を無駄にしないため及び二次被害(道路陥没等の通行への支障など)を回避するために、伊勢市が行う修繕範囲を設定しています。

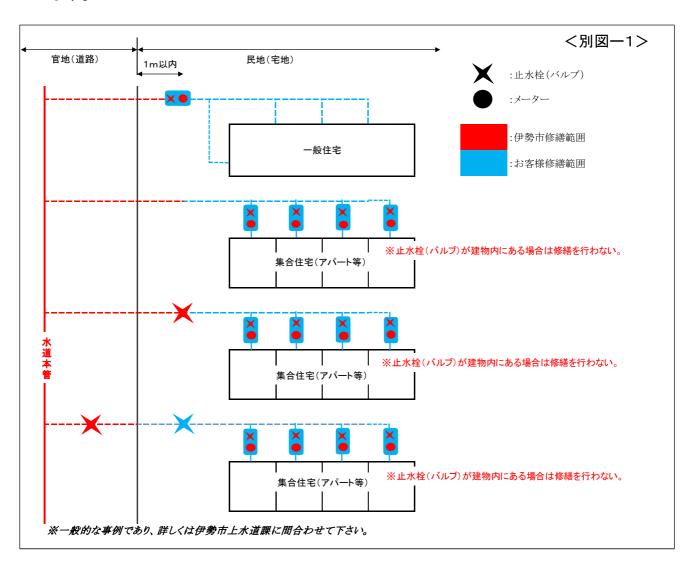
#### <伊勢市が行う修繕範囲>

道路上(公道)及び道路との境界から1m以内の漏水等は、原則伊勢市で修繕を行います。ただし、漏水等の発生場所などにより対応が変わります。 詳細については、<別図-1>のとおりとなります。

伊勢市が行う修繕は漏水等した箇所のみで、市修繕範囲内の給水装置を全て新しい物に取り替えるものではありません。

#### <給水装置の改造等について>

住宅の新築、建替、解体などで、給水装置の新設、改造、撤去やメーターを移設する場合は、市への申込みが必要です。必ず、伊勢市指定給水装置工事事業者に委任し、申込みをしたうえで工事をしていただきますようお願いします。



#### <修繕工事を行った際の宅地内の復旧>

宅地内の復旧については、モルタル又はアスファルトの簡易補修(厚さ5cm 以内、範囲は必要最小限)とする。

また、修繕工事により植栽などに影響が生じても、伊勢市は責任を負いかねますのでご了承ください。

<市修繕範囲に関する例外について>

市修繕範囲内での漏水等であっても、次のような場合は、修繕工事を行えないことがあります。その際は、お客様から伊勢市指定給水装置工事事業者に修繕工事依頼をお願いします。

- 1. 障害物(庭石、植木、門扉など)があることにより、修繕工事が困難と 判断されるとき。
- 2. 特殊な機器の使用が必要となる修繕工事。
- 3. 特殊な復旧に費用を要する修繕工事。
- 4. 給水装置使用者や所有者等が工事中に破損させたもの。
- 5. 老朽化等により、漏水が数回発生している給水管など、部分的な修繕で 改善できないもの。
- 6. 建物内にある給水装置。
- 7. その他、伊勢市職員にて修繕工事が不可能と判断されたとき。

## 修繕工事に関する確約書

給水装置からの漏水等が発生したため、伊勢市に修繕工事を申し込みます。 また、修繕工事後において、植栽や構造物等に影響が生じても異議申し立てしないことを確約します。

なお、修繕工事にあたり次の事項を誓約します。

- 1. 工事の施工及び施工後の給水使用については、伊勢市上水道給水条例及び同施工規定を固く守ります。
- 2. 修繕工事による、一時的断水及び濁水についても異議申し立てしません。
- 3. その他、伊勢市上下水道部からの指示事項はすべて承諾し異議申し立てしません。

令和 年 月 日

伊勢市長 様

申込者 住所

氏名

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(抜粋)

(用語の定義)

第2条4 給水装置とは、需要者に水を供給するために伊勢市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

- ◇ 配水管 配水池または配水ポンプを起点として、配水するために布設 した管。
- ◇ 給水管 需要者への給水目的で、配水管から分岐して布設した管。
- ◇ 給水用具 給水管と直結して有圧のまま給水できる用具で、分水栓、止水栓、水道メーター、給水栓、水抜栓等である。

#### 1-2 給水装置の構造及び材質

水道法施行令(抜粋)

(給水装置の構造及び材質の基準)

#### 第6条

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 4 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、 水が汚染され、又は漏水のおそれがないよう設計及び施工をしなければなり ません。

(2補足)水の使用量に対して著しく過大な口径は、給水管内の水の停滞による水質の悪化を招く恐れがあり、付近の各戸給水にも影響を及ぼすことも 考えられるため、口径の選定には十分に注意してください。

また、分水口径は配水管の口径より小さいものとしてください。

(3補足)給水装置にポンプを直結して使用すると、配水管内の水圧が低下し、他の需要者への給水に重大な支障をきたすとともに、水道水の汚染など維持管理にも悪影響を及ぼすことになるため、ポンプとの直結は行わないでください。

(6補足)水道の給水管と水道水以外の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良等により井戸水などが水道本管(配水管)へ逆流するおそれがあるので、水道法で禁止されています。

#### 2 工事の申込み

住宅の新築、建替、解体などで、水道施設の新設、改造、撤去をする場合、 またはメーターを移設する場合は、市への申込みが必要です。必ず、伊勢市 指定給水装置工事事業者に委任してください。

委任を受けた伊勢市指定給水装置工事事業者は、工事をする前に上下水道部上水道課給水係に申込書を提出し、工事の設計審査を受け承認を得てください。

#### 伊勢市上水道給水条例(抜粋)

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(過料)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置工事をした者

なお、申込者から委任を受けた伊勢市指定給水装置工事事業者は、申込者の立場に立って誠実に業務を行い、現地の状況や土地などの権利について責任を持って調査をしたうえで、工事の設計をしてください。

#### 伊勢市指定給水装置工事事業者規程(抜粋)

(業務処理の原則)

第3条 伊勢市指定給水装置工事事業者は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、伊勢市上水道給水条例、伊勢市上水道給水条例施行規程及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の権限を行う市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

また、給水装置の新設等の申込みをした場合において、仮設水栓までの段階でメーターを設置したときは、建物等の完成後に竣工検査を受ける必要がありますが、この場合は竣工届の提出が必要となります。

#### 伊勢市上水道給水条例(抜粋)

(給水装置工事の費用負担)

第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担と する。

給水装置工事に要する費用は、伊勢市が貸与するメーターを除き、当該申込者の負担となります。したがって、給水装置(メーター除く)は当該申込者の所有物となり、その維持管理も原則として、当該申込者の責任と負担で行うものです。

このため、給水装置に異常が生じた場合、または故障した場合は、当該申込者が伊勢市指定給水装置工事事業者に修理を依頼し、費用を負担する必要があります。

#### 伊勢市上水道給水条例 (抜粋)

(メーターの貸与及び保管)

- 第 24 条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者若しくは管理者又は給水装置の所有者に貸与し、及び保管させる。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

水道メーターは伊勢市が貸与しますが、当該申込者がその管理義務を負うことになります。この管理義務を怠りメーターを紛失または破損した場合は 弁償しなければなりません。

また、水道メーターの周りに障害物を置かれますと、検針や取替ができません。水道メーターの上には、車や荷物を置かないようにしてください。

#### 3 申込みの時期

必ず工事着手前に申込書を提出してください。設計審査期間は工事の内容により異なりますが、書類の確認、書類不備による訂正等が必要な場合がありますので、余裕を持って提出してください。

水道の引込を予定している箇所で、前面道路に配水管がない場合は、申込者の負担(補助制度あり)で水道本管を布設していただく必要があります。 また、前面道路の配水管に既設メーターの引込みが多く設置してあると、新たなメーターを引込むことで、水量不足になる場合があります。事前調査の段階で、これらの事案が判明したら、上水道課と協議してください。

なお、申込みをしないで工事を行った場合、工事着手後に申込みをした場合など、罰則(過料)を科す場合がありますので、ご承知おきください。

#### 4 加入金等の支払い

なお、設計審査後、加入金、手数料をお支払いいただくための「納入通知書」を発行します。メーターの取付け、道路等占用許可申請、完工検査等は、加入金、手数料のお支払いを確認した後でないとできませんので、ご注意ください。

#### 5 道路等の占用許可

道路等の掘削が必要な場合は、管理者の許可が必要となりますが、管理者によって申請をしてから許可がされるまでの期間が異なります。概ね、市道の場合は2週間、県道の場合は3~4週間、国道の場合は2~3ヶ月以上の期間が必要です。工事の内容、工事箇所によってはさらに期間が必要な場合もありますので、工事の予定時期に間に合うよう余裕を持って申込みをしていただくとともに、加入金等のお支払いについてもあらかじめ準備していただきますようお願いします。

また、道路工事を行うにあたっては、あらかじめ警察署での道路使用許可を得て、附近住民及び地元自治会等への周知、工事看板(予告)の設置、埋設物の確認等を行い、事故等のないよう細心の注意を払ってください。

※河川の占用許可についても管理者の許可が必要となりますので、別途協議してください。

#### 6 提出書類

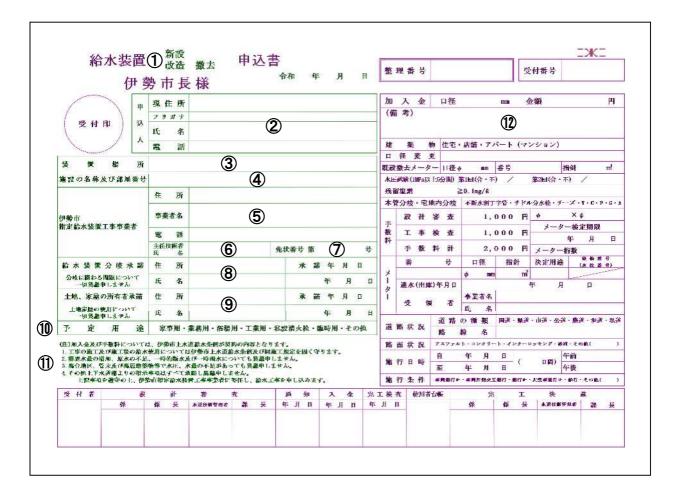
- ◆ 給水装置の新設、改造、撤去の場合
  - ◇ 給水装置申込書
  - ◇ 位置図
  - ◇ 配置図
  - ◇ 平面図
  - ◇ 立管図
  - ◇ 4分割図【道路工事を伴う場合】
  - ◇ 使用材料表【分岐部からメーターまでの工事がある場合】
  - ◇ 県道占用添付書類【国道 42 号、県道の道路工事を伴う場合】
  - ◇ 国道占用添付書類【国道 23 号の道路工事を伴う場合】
  - ◇ 各種承諾書等【必要な場合】
  - ◇ 配水管布設に関する書類【配水管の布設が伴う場合】
  - ◇ 受水槽調査票【受水槽がある場合】
- ◆ 竣工検査を受ける場合
  - ◇ 竣工届
- ◇ 位置図
- ◇ 平面図
- ◇ 立管図
- ◆ 給水管引込工事を行った場合
- ◇ 給水装置工事台帳
- ◇ 工事写真

#### 7 申込みの取下げ

申込者のやむを得ない理由等で工事の申込みを取下げる場合は、加入金、 手数料を返還させていただく必要がある場合がありますので、理由を記載し た書面を提出してください。

### 8 申込書等の記入要領

◇ 給水装置申込書



- ① 申込みの種別…新設、改造、撤去のいずれかに〇をしてください。 【注意事項】 2 次側のみの改造の場合も申込みが必要です。 必ず工事を行う前に申込書を提出して設計審査を受けてください。
- ② 申込人欄…給水装置の所有者または所有者となる者の住所、氏名、フリガナ、 電話番号を記入してください。

【注意事項】新設の場合において、メーターを設置した時点で、申込人が料金の支払い者となるので、申込人と料金の支払い者が異なる場合(建築業者が工事用として使う場合など)は、料金課への連絡が必要となります。

③ 装置場所欄…新設の場合はメーターを設置する場所の地番又は住居表示を記入してください。

改造、撤去の場合は、原則として現在登録されている場所を記入してください。ただし、登録されている地番又は住居表示に誤りがある場合は正しい地番又は住居表示を記入してください。

- ④ 施設の名称及び部屋番号欄…マンション、アパート、店舗、会社事務所等で名称がある場合は名称を記入してください。また、部屋番号がある場合は記入してください。
- ⑤ 指定事業者欄…伊勢市指定給水装置工事事業者の所在地、事業者名、電話番号(必ず連絡のとれる電話番号)を記入してください。
- ⑥ 主任技術者欄…伊勢市に届出済みの主任技術者の氏名を記入してください。
- ⑦ 免状番号欄…給水装置工事主任技術者の免状番号を記入してください。 【注意事項】伊勢市の指定事業者の指定番号ではありません。
- ⑧ 給水装置分岐承諾欄…私有管からの分岐を行う場合、私有管の所有者の承諾 を得て、署名、押印をしてください。
- ① 土地、家屋の所有者承諾欄…私道等他人の土地等を占有または使用する場合、 所有者の承諾を得て、署名、押印をしてください。【注意事項】⑧⑨欄に記入できないときは、別紙を添付してください。 また、工事の内容によって各種承諾書、確認書等が必要になる場合がありま すので、注意してください。
- ⑩ 予定用途…該当するものに○をしてください。
- ① (注)申込人の遵守事項が記載されています。 必ず、申込人の理解を得たうえで提出してください。
- ① 右側の欄…上水道課で記入します。

#### 【注意事項】

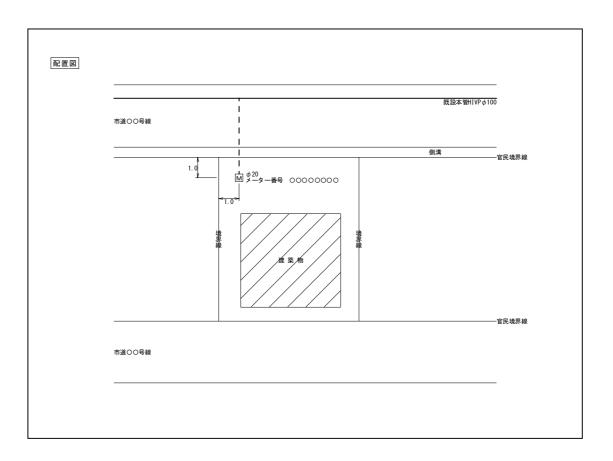
- メーター口径など添付図書で明確にしてください。
- 加入金について、増径の場合は差額が必要ですが、減径の場合の差額は 返金しません。
- 手数料については、撤去の場合は必要ありません。
- 改造の場合、現在設置されているメーターがある場合は、口径と番号を 添付図書に記載してください。

#### ◇ 位置図



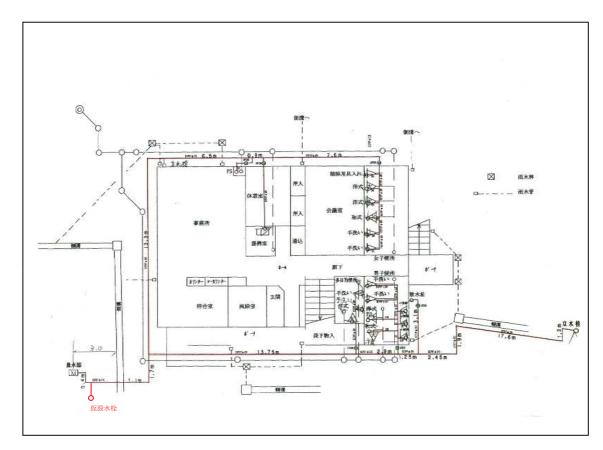
- 申込場所を赤で囲んでください。
- メーター位置に(M)を記入してください。
- 附近の目標物、近隣の住居の名称を記入してください。
- 道路工事を伴う場合は、道路名を記入してください。
- 現地への案内が可能な縮尺としてください。(1/1,000~1/2,500 が望ましい)
- 私道を掘削し給水管を設置する場合は、申込時に土地使用承諾が必要と なります。

#### ◇ 配置図



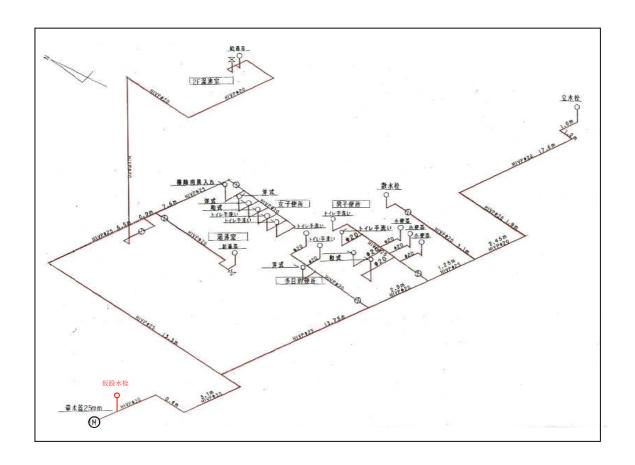
- 建築物の配置、メーターの位置、道路境界、隣地境界など簡潔に図示してください。
- 改造申請等でメーターがある場合は、口径、番号を記入してください。
- 止むを得ない理由がない限り、道路境界から民有地側1m以内にメーターを設置してください。

## ◇ 平面図



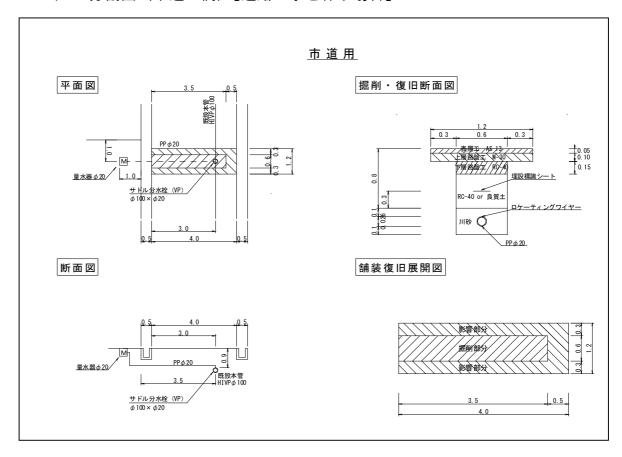
- 建築物の配置、水栓の位置、配管(管種、延長等)を平面的に図示して ください。
- 仮設水栓設置の場合は、赤書きで図示してください。
- メーターの位置を道路境界からの距離及び隣地境界からの距離を記入してください。

## ◇ 立管図



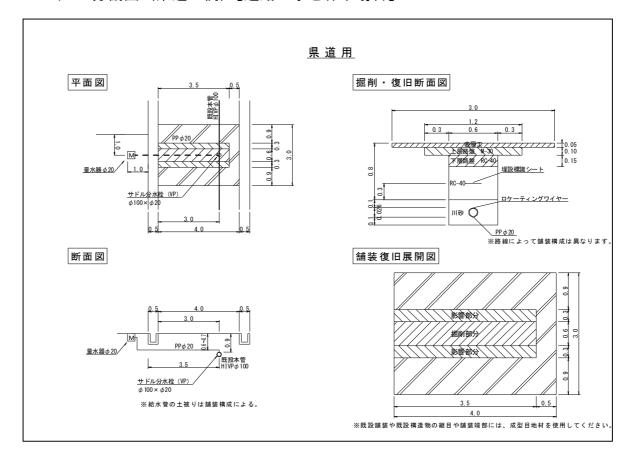
- 配管(管種、延長等)、水栓、器具等を立面的に図示してください。
- 仮設水栓設置の場合は、赤書きで図示してください。

#### ◇ 4分割図(市道の例)【道路工事を伴う場合】



- 平面図、断面図、掘削・復旧断面図、舗装復旧展開図をA4用紙(横) 1枚に図示してください。
- 平面図は、道路幅員、側溝等の構造物、配水本管の位置・管種・管径、 給水管の位置・管種・管径、メーターから道路境界及び隣地境界までの 距離を的確に図示してください。
- 断面図は、道路幅員、側溝等の構造物、配水本管の位置・深さ・管種・ 管径、給水管の深さ・管種・管径、給水管の占用延長、メーターから道 路境界までの距離を的確に図示してください。
- 掘削・復旧断面図は、掘削幅、掘削深、給水管の深さ・管種・管径、ロケーティングワイヤー・埋設標識シートの深さ、埋め戻し材料(川砂、RC-40、良質土)、表層工(再生密粒度アスコン)、上層路盤工(粒調砕石)、下層路盤工(再生砕石)等を的確に図示してください。
- 舗装復旧展開図は、掘削部分、影響部分の範囲を的確に図示する。 なお、市道の場合、舗装幅 3.0m 未満は掘削幅に関係なく全幅の舗装復旧、 舗装幅 3.0m 以上は掘削影響幅が半幅以下の場合は半幅復旧、掘削影響幅 が半幅以上の場合は全幅復旧となるので注意してください。

#### ◇ 4分割図(県道の例)【道路工事を伴う場合】



- 市道用に準じて作成してください。
- 舗装復旧の構成及び復旧範囲が市道、県道、国道では異なるので注意してください。
- 国道 42 号、県道の場合は、別途、県道占用添付書類が必要となりますの で注意してください。
  - 申込人において、三重県伊勢建設事務所総務・管理室(管理課)と事前協議のうえ、書類を作成してください。
- 国道 23 号の場合は、別途、国道占用添付書類が必要となりますので注意 してください。
  - 申込人において、国土交通省津国道維持出張所と事前協議のうえ、書類 を作成してください。

## ◇ 使用材料表【分岐部からメーターまでの工事がある場合】 (**例**)

#### 使用材料表

配水管からメーターまで(市上下水道部へ1部提出)

自主検査日	工事施工場所	申込者	給水装置工事主任技術者 氏名・番号
R 5. 4. 1	伊勢市岩渕 1-〇-〇	水道 太郎	伊勢 次郎 123456

品 名	口径	数量	メーカー名	備考
VP 用サドル分水栓	φ 100 × φ 20	1. 0	㈱〇〇〇	
直結止水栓 (副栓伸縮盗水防止型)	φ 20 × φ 20	1. 0	株〇〇〇	伊勢市型
ポリエチレン管 (水道 1 種 2 層管)	φ 20	3. 0	㈱○○○環境	
メーターボックス	φ20 用	1. 0	〇〇〇工業㈱	MB20LFN
NY ジョイント (分水栓用)	φ 20	1. 0	〇〇〇工業㈱	
メタルパッキン	φ 20	1. 0	㈱〇〇〇	
NY ジョイント (メーター用 60°ロング)	φ 20	1.0	〇〇工業㈱	
ロケーティングワイヤー		3. 0	㈱0000	
埋設シート		3. 0	〇〇ポリマー(株)	

- 配水管からメーターまでの工事を行う場合、使用材料表を上下水道部上 水道課へ提出してください。
- 自主検査日、工事施工場所、申込者、給水装置工事主任技術者氏名・番号を記入してください。
- 使用する材料の品名、口径、数量、メーカー名を記入してください。備 考欄には、型式等があれば記入してください。

#### ◇ 県道占用添付書類【国道 42 号、県道の道路工事を伴う場合】

《未作成》…上下水道部上水道課にお問合せください。 申込人において、三重県伊勢建設事務所総務・管理室(管理 課)と事前協議のうえ、書類を作成してください。

#### ◇ 国道占用添付書類【国道 23 号の道路工事を伴う場合】

《未作成》…上下水道部上水道課にお問合せください。 申込人において、国土交通省津国道維持出張所と事前協議 のうえ、書類を作成してください。

#### ◎占用申請に必要な書類

- 1 位置図(占用申請用) 1部 1/1,000~1/2,500 とし、工事箇所附近の目標物、住居等の名称を記載してく ださい。
- 2 4分割図(給水管引込みに関する道路部分の図面) 1部 平面図、断面図、掘削及び復旧断面図、舗装復旧展開図をA4サイズ1 枚に図化してください。 舗装構成等は各道路管理者へ確認してください。
- 3 施工前の写真 3部 道路縦断2方向、横断1方向の3方向から撮影し、工事範囲及び水道管 の位置を記入してください。
- 4 埋設物確認表 1部 ガス、下水道等の他の占用者から確認を受けてください。
- 5 位置図(道路交通障害報告用) 1部 1/2,500~1/10,000程度の工事箇所が特定できる地図としてください。 なお、通行止めの場合は、迂回路の経路を図示してください。
- 6 工事箇所図 1部 1/1,500程度とし、工事箇所附近の目標物、住居等の名称を記載してください。 また、交通障害箇所表に記載した工事看板等の番号を記載してください。

- 7 交通障害箇所表 1部 工事看板等は設置数を記載してください。 なお、バリケード、コーン・バーは「必要数」を記載してください。
- 8 作業形態図 1部 交通規制、作業形態が確認できる図面を添付してください。 重機、看板、交通誘導警備員等の配置、道路使用延長、幅員等を図示し てください。
- 9 緊急連絡体制図 1部(国道占用添付書類) 大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事故などが発生した 場合に対する組織体制及び緊急時の連絡系統を記載してください。 体制図には、①事業者(会社、主任技術者)②関係機関(警察署、消防 署、労働基準監督署、救急病院等)③関係企業(電力会社、NTT、下 水道、ガス会社等)の昼間及び夜間の連絡先を記載してください。
  - ※あくまで例示であり、実際の現場状況を考慮して作成してください。

#### ◎完成届に必要な写真

- ★ 工事完成後1週間以内に提出してください。
  - · 着工前、完成写真
  - ・位置・埋設深さの確認できる写真
  - ・舗装復旧に関する施工写真
  - ※各工程、埋戻の各層、仕上がり状況が判る写真としてください。
  - ※舗装復旧延長、幅員の寸法が確認できる写真としてください。

#### ◇ 各種承諾書等【必要な場合】

◆ 給水装置設置に係る土地使用承諾書

#### 給水装置設置に係る土地使用承諾書

給水装置設置に係る分岐を行うため土地を使用し、掘削工事等を行いますが、 この行為に対して問題が生じた場合は、申込人及び承諾者が責任をもって解決 します。

上記事項は権利が第三者に移転した場合、権利取得者に承継します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

給水装置場所 伊勢市

申込者 (住所)

(氏名) 印

上記、給水装置設置に係る占有に対して承諾します。

承諾者 (住所)

(氏名) 印

- 私道を掘削し給水管を設置するなど、他人の土地を使用する場合に、所有者が多数で申込書に記載できない場合や、土地所有者の所在が不明で土地の管理者の承諾を得る場合などに添付してください。
- 様式は適宜修正して提出してください。

#### ◆ 給水装置設置に係る分岐承諾書

#### 給水装置設置に係る分岐諾書

給水装置設置に係る分岐を行いますが、分岐による水圧・水量・移設等の問題が生じた場合は、申込人及び分岐承諾者が責任をもって解決します。 上記事項は権利が第三者に移転しても権利取得者に承継します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

給水装置場所 伊勢市

申込者 (住所)

(氏名) 印

上記、給水装置分岐に対して承諾いたします。

承諾者 (住所)

(氏名) 印

- 他人の給水管等から分岐して給水装置を設置する場合など、分岐する給水管等の所有者が多数で申込書に記載できない場合や、給水管等の所有者の所在が不明で給水管の管理者の承諾を得る場合などに添付してください。
- 様式は適宜修正して提出してください。

#### ◆ 給水装置設置に係る確約書

#### 給水装置設置に係る確約書

給水装置設置申込に係る分岐のため土地を使用し、掘削工事等を行うにあたり土地所有者の承諾を得ようとしましたが、土地所有者の所在が不明です。 そのため、承諾を得ることができませんでしたが、土地の使用及び掘削工事 等給水装置設置に関して問題が生じた場合は、申込人が責任をもって解決しま

上記事項は権利が第三者に移転しても権利取得者に承継します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

給水装置場所 伊勢市

申込者 (住所)

(氏名) 印

- 私道を掘削し給水管を設置するなど、他人の土地を使用する場合に、土 地所有者の所在が不明で承諾を得ることができない場合などに添付して ください。
- 様式は適宜修正して提出してください。

#### ◆ メーター設置に係る確約書

メーター設置に係る確約書						
給水装置設置申込に際し、						
(あて先)伊勢市長		令和	年	月	目	
給水装置場所	伊勢市					
申 込 者	住所					
	氏名			印		

- 止むを得ない理由により、道路境界から民有地側1m以内にメーターの 設置又は移設ができない場合に添付してください。
- 道路境界から民有地側1m以内にメーターの設置又は移設ができない理由を記載してください。
- 様式は適宜修正して提出してください。
- 道路境界から民有地側1m以内にメーターの設置又は移設ができない場合は、水道本管からメーターまでの漏水等があった場合でも、市で修繕を行わないことを理解したうえで提出してください。

#### ◆ 3階以上直接給水に係る確約書

#### 3階以上直接給水に係る確約書

3階以上に上水道を直接給水しますが、水量不足及び水圧低下等が生じた場合においても申込者の責任で対処し、市に一切の異議申立てをしないことを確約します。

なお、上記事項は権利が第三者に移転した場合、権利取得者に承継します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

給水装置設置場所 伊勢市

申 込 者 住所

氏名

- 3階以上に直接給水する場合に添付してください。
- 様式は適宜修正して提出してください。
- 水量不足及び水圧低下が生じた場合でも、市に一切の異議申立てをしないことを理解したうえで提出してください。

#### ◆ 宅地内における引込管の分岐に係る確約書

#### 宅地内における引込管の分岐に係る確約書

 $\phi$  の引込管を 軒で分岐しますが、水量不足及び水圧低下等が生じた場合 においても申込者の責任で対処し、市に一切の異議申立てをしないことを確約 します。

なお、上記事項は権利が第三者に移転した場合、権利取得者に承継します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

給水装置設置場所 伊勢市

申 込 者 住所

氏名 印

- 宅地内で引込管の分岐を行い、新たにメーターを新設する場合に添付してください。
- 様式は適宜修正して提出してください。
- 水量不足及び水圧低下が生じた場合でも、市に一切の異議申立てをしないことを理解したうえで提出してください。

#### ◆ 浄活水装置設置に係る確約書

#### 浄活水装置設置に係る確約書

水道メーターから二次側に浄活水装置を設置しますが、浄活水装置による残留塩素の減少等水質への影響については申込者の責任において対処します。 上記事項は、権利が第三者に移転しても権利取得者に承継します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

給水装置設置場所 伊勢市

申 込 者 住所

氏名

- メーターから二次側に浄活水装置を設置する場合に添付してください。
- 様式は適宜修正して提出してください。
- 浄活水装置による残留塩素の減少等水質への影響については申込者の責任で対処することを理解したうえで提出してください。

#### ◇ 配水管布設に関する書類【配水管の布設が伴う場合】

#### ◆ 配水管布設に関する確約書

#### 配水管布設に関する確約書

給水装置設置にあたり分岐可能な配水管がないため、前面道路に配水管を 布設しますが、この配水管は工事完成後、速やかに伊勢市に無償譲渡すること を確約します。

また、伊勢市に無償譲渡したことにおいて、他の者がこの配水管より給水装置を設置しても異議申し立てしないことを確約します。

なお、布設工事にあたり次の事項を誓約します。

- 1. 工事の施工及び施工後の給水使用については、伊勢市上水道給水条例及び 同施行規定を固く守ります。
- 2. 需要水量の増加、原水の不足、一時的断水及び一時濁水についても異議申したてしません。
- 3. 高台地区、管末及び高層建築物等で水圧、水量の不足があっても異議申したてしません。
- 4. その他上下水道部からの指示事項はすべて承諾し異議申したてしません。
- 5. 工事施工及びこれに付随する書類の提出、上下水道部との協議等は伊勢市 指定給水装置工事事業者に委任します。

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

配水管の概要

所 在 地 伊勢市 地先 市道 線

土地所有者 伊勢市

口径·延長  $PP \cdot NSE \Phi$  L = m

配水管設置者 (住所)

(氏名)

- 申込者の費用で配水管を布設する場合に添付してください。
- 配水管の設計図書を添付してください。
- 適宜内容を修正してください。

#### ◆ 無償譲渡書

令和 年 月 日

(あて先)

伊勢市長

住所 氏名

無 償 譲 渡 書

配水管布設工事が完成したので下記物件を無償で譲渡しますので、以後、伊 勢市上下水道部上水道課で維持管理願います。

なお、他の者がこの配水管より給水装置を設置しても異議申し立ていたしません。

記

- 1 所在地 伊勢市
- 2 譲渡物件 ポリエチレン管 (PE)  $\phi$   $mm \times m$
- 3 金 額 円

- 申込者の費用で配水管を布設し、工事完成後配水管を伊勢市に無償譲渡 する場合に添付してください。
- 配水管の完成図書を添付してください。
- 適宜内容を修正してください。

#### ◆ 土地使用承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢市長

(土地所有者)住所氏名印

土地使用承諾書

配水管を伊勢市へ無償譲渡することに伴い、私の所有する下記土地に伊勢市 が所有する配水管が存置されることについて、あらかじめ次のとおり承諾しま す。

- 1 配水管の存置及び維持管理に伴う当該土地の使用については無償とします。
- 2 配水管の維持管理上必要がある場合、当該土地に立ち入り、工事等土地の加工を行うことを承諾します。
- 3 他の者が配水管より新たに給水装置を設置する場合、工事事業者等が当該土地に立ち入り、工事等土地の加工を行うことを承諾します。
- 4 私の都合により配水管を移設する必要が生じた場合、速やかに伊勢市上下水 道部上水道課へ連絡するとともに工法等について協議し、その結果のとおり 私の責任において行い、工事費等の費用についても全額私が負担します。
- 5 私が当該土地を第三者に譲渡するときは、当該土地に伊勢市が所有する配水管が存置されていること及び1、2、3、4の事項を譲渡先に承継します。

記

土地の表示 所在

地目

地積

添付書類:全部事項証明書、公図写し

- 私道等に布設した配水管を伊勢市に無償譲渡する場合に添付してください。
- 布設した配水管が存する土地の所有者名で承諾書を提出してください。

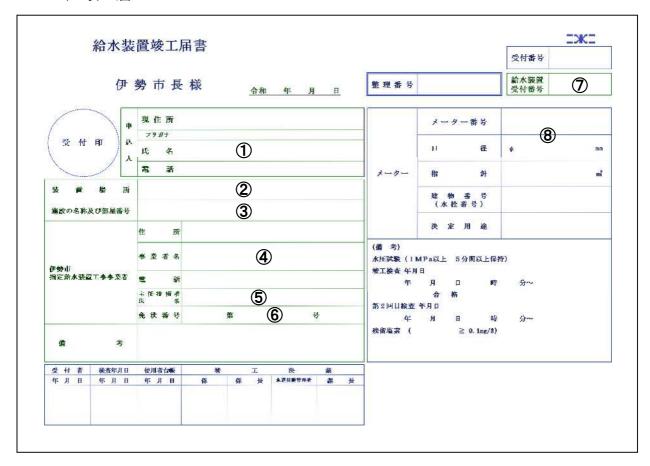
## ◇ 受水槽調査票【受水槽がある場合】

## 貯水槽(受水槽)調査票

建物名称				
棟数·階数·部屋数	棟		階建	部屋
整理番号•建物番号	整理番号		建物番号	
受水槽用メーターの口径・番号	φ mm 番号			
装置場所	伊勢市			
貯水槽容量·有効容量	貯水槽容量	$ m m^3$	有効容量	$ m m^3$
貯水槽(受水槽)の構造 及び形状寸法				
高置水槽容量•有効容量	高置水槽容量	m³	有効容量	$m^3$
加圧給水ポンプ能力			m³/min	
所有者(会社又は個人)				
所有者住所				
連絡先Tu				
貯水槽管理者(会社又は個 人)				
管理者住所				
連絡先Tu				
緊急時連絡先(緊急時貯水 槽の操作が出来る方の連絡 先)				
連絡先Tu				
備考				

- 受水槽を設置する場合に添付してください。
- 整理番号、建物番号、メーター番号等は市で記入します。
- 10㎡を超える受水槽については、別途簡易専用水道に関する届出が必要ですので、市環境課と協議してください。

#### ◇ 竣工届



- ◎ 給水装置の新設等の申込みをした場合において、仮設水栓までの段階でメーターを設置したときは、建物等の完成後に竣工検査を受ける必要がありますが、この場合は竣工届の提出が必要となります。
- ◎ 新設等の申込が仮設水栓柱のみの場合(建物の配管図等の添付がない申込の場合)において、その後建築工事を行ったときは、竣工届の提出で検査を受けることができません。

別途、改造申込が必要となります。

竣工届は手数料が不要ですが、改造申込には手数料が必要となり、設計審査や納入通知書の作成等検査をするまで期間を要しますのでご注意ください。

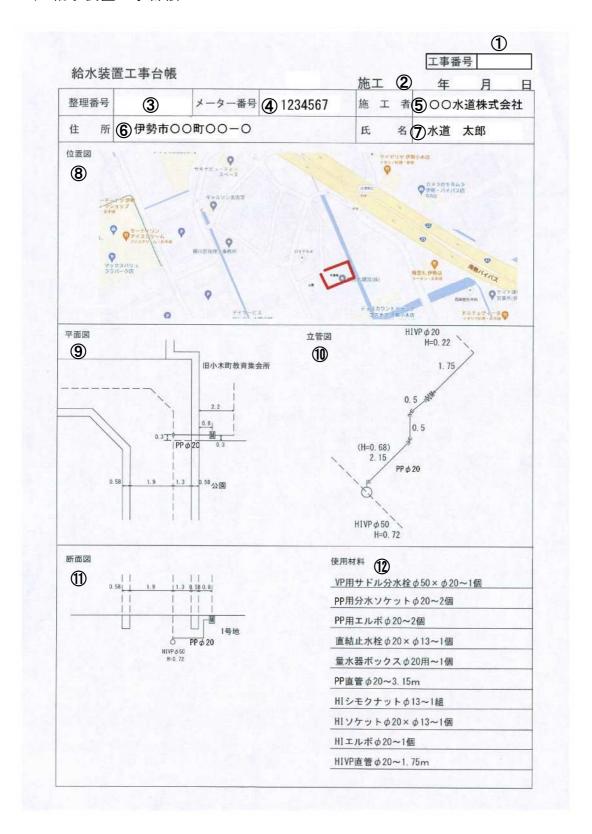
◎ 位置図、平面図、立管図を添付してください。申込時の図面と変更がない場合でも添付してください。

① 申込人欄…給水装置の所有者または所有者となる者の住所、氏名、フリガナ、 電話番号を記入してください。

【注意事項】竣工検査をした時点で、申込人が料金の支払い者となるので、 申込人と料金の支払い者が異なる場合(建築業者からの引渡しが先になる場合など)は、料金課への連絡が必要となります。

- ② 装置場所欄…申込書に記載した地番又は住居表示を記入してください。
- ③ 施設の名称及び部屋番号欄…申込書に記載したマンション、アパート、店舗、会社事務所等で名称がある場合は名称を記入してください。また、部屋番号がある場合は記入してください。
- ④ 指定事業者欄…伊勢市指定給水装置工事事業者の所在地、事業者名、電話番号(必ず連絡のとれる電話番号)を記入してください。
- ⑤ 主任技術者欄…伊勢市に届出済みの主任技術者の氏名を記入してください。
- ⑥ 免状番号欄…給水装置工事主任技術者の免状番号を記入してください。 【注意事項】伊勢市の指定事業者の指定番号ではありません。
- ⑦ 申込番号を記入してください。 申込番号は申込時の納入通知書に記載されています。
- ⑧ 右側の欄…上水道課で記入します。

## ◇ 給水装置工事台帳



◎ 工事後1週間以内に提出してください。

- ① 工事番号を記入してください。 工事番号は、納入通知書の摘要欄に記載されている給水装置申込書受付番号 「RO-OO」と同じものです。
- ② 施工年月日を記入してください。
- ③ 整理番号がある場合は記入してください。不明な場合は空欄にしてください。
- ④ メーターがある場合は番号を記入してください。
- ⑤ 施工者名を記入してください。
- ⑥ 給水装置の所在地を地名地番又は住居表示で記入してください。
- ⑦ 給水装置の所有者の氏名を記入してください。
- ⑧ 位置図を図示してください。 給水装置場所を赤で囲んでください。 メーター位置に M を記入してください。 附近の目標物、近隣の住居の名称を記入してください。(住宅地図が望ましい。) 現地への案内が可能な縮尺としてください。(1/1,000~1/2,500 が望ましい。)
- ⑨ 平面図を図示してください。 配水本管の位置・管種・管径、給水管の位置・管種・管径、メーターから道 路境界及び隣地境界までの距離を的確に図示してください。 また、側溝等の構造物、隣地住宅の名称等を記載してください。
- ⑩ 配水本管の管種・管径及び配水本管からメーターまでの給水管の管種・管径・延長、使用材料等を立面的に図示してください。
- ① 配水本管の位置・深さ・管種・管径、給水管の深さ・管種・管径、給水管の占用延長、メーターから道路境界までの距離、側溝等の構造物等を的確に図示してください。
- (12) 使用材料を記入してください。

	記	入	例	1
L	ㅁㄴ		ניכו	

# 工 事 写 真 帳

**** 工事番号	k装置申込書 納付書番号(工事番号)↓ R ○ ─ ○○○
工事名	水道太郎宅 給水装置工事
工事箇所	伊勢市二見町茶屋420 - 1
工事日	**道路等掘削日↓ 着 手 令和 年 月 日 **舗装復旧完了日↓ 竣 工 令和 年 月 日
工事施工者	山田水道(株)

◎ 工事後1週間以内に提出してください。

#### ※写真についての注意事項

工事写真は次のような順番に整理すること。

#### 工事写真

<u> </u>			
1.材料検収	直管には帯テープを添えること		
2.工事標識			
3.交通誘導警備員			
4.着工前、完成	同方向から撮ること。		
5.舗装切断工			ЪШ
6.掘削工	機械工、人力工	上下掘削幅、深さ	よ 出 る 来
7.配管工	分岐取出から直結止水栓まで、水圧試験、ロケーティングワイヤー、 配管状況 ※DIPの場合はポリスリーブを確認 ※ φ 40以上は管明示テープ		③)の写真と
8.砂埋戻工	川砂を管天10cm(ただし、PP管・HIVP管は、管下10cmも必要)	•	こ す タ
9.砕石埋戻工	RC-40 or 良質土		るッ
10.転圧工	各層(20cm)毎に撮ること。(下記⑥参照) 埋設標示シート(管理の1/2の所)		•
11.路盤工	M-30、RC-40	·	帯
12.仮舗装工	現場状況による。		テュ
13.メーターボックス及び 止水栓取付工	メーター位置		プ・
	イ) 舗装切断工		水
	ロ) 掘削工 (すき取り工)(舗装版取壊し工)		糸
14.舗装復旧工	ハ) 路盤工 (路床工、路盤工―水糸を張って出来形測定)		等
	二) 乳剤散布工 →路盤及びAS切断面全体を真黒にすること。		に
	ホ) 表層工 成形目地材(県道の場合入れる)ライン、文字等の復旧		

#### ※工事施工時厳守事項

- ①上水道課給水係職員の指示事項厳守のこと。
- ②伊勢警察署からの道路使用許可条件書のとおり安全施設及び交通誘導警備員の配置を厳守すること。
- ③ヘルメット着用のこと。
- ④工事写真には必ず黒板(電子小黒板も可)を用い、工事番号(給水装置申込受付番号)、工事名(○○邸給水装置工事)、日時、工種を表示すること。また、掘削等土工事にはスタッフ等を用い出来形を表示すること。
- ⑤埋戻し時、掘削穴にトラックからの砕石直接投入は禁じます。
- ⑥転圧は20cm毎に十分締め固めること。(各層ごとランマー等にて転圧)
- ⑦仮舗装から本舗装に至る期間は最善の注意を払い、また雨天後には必ず路面点検をして事故が発生しないように管理すること。
- ⑧工事現場には申込み事業者の給水装置工事主任技術者が常駐して、工事がスムーズに進行するように 心配りを行うこと。
- ⑨現場は常に整理整頓し、安全作業に努めること。

### 9 図面作成の留意点

図面は給水装置計画の技術的表現であり、工事施行の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できるものとしてください。

図面は、給水する家屋等への給水管の布設状況等を図示するものであり、維持管理の技術的な基礎的資料として使用するものです。

1 線の表示

1 別 ( ) 3 (	/1,		
	線種	記入項目	図示例
配水管		管種・口径を記入	(DINE) φ 75
新設管		管種・口径を記入	(PE) φ 20
既設管		管種・口径を記入	(VP)
撤去管			
給湯管		管種・口径を記入	(CP) $\phi$ 13

2 管種別記号

管種	記号
鋳鉄管	CI
GX形ダクタイル鋳鉄管	DIGX
NS形ダクタイル鋳鉄管	DINS
K形ダクタイル鋳鉄管	DIK
NS形(E種)ダクタイル鋳鉄管	DINE
A形ダクタイル鋳鉄管	DIA
SⅡ形ダクタイル鋳鉄管	DISII
配水用ポリエチレン管	HPPE
ポリエチレン管(一種二層管)	PE
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
硬質塩ビニル管	VP
ステンレス鋼管	SUS
ポリブデン管	PBP
  硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
YK 貝 塩 TL L ー / V / T ー V ク	SGP-VD
銅管	CP
亜鉛メッキ	SGP

3 タンクの種類

	受水タンク	高置タンク	ロータンク	ハイタンク
記号及び符号		S H	L	Н

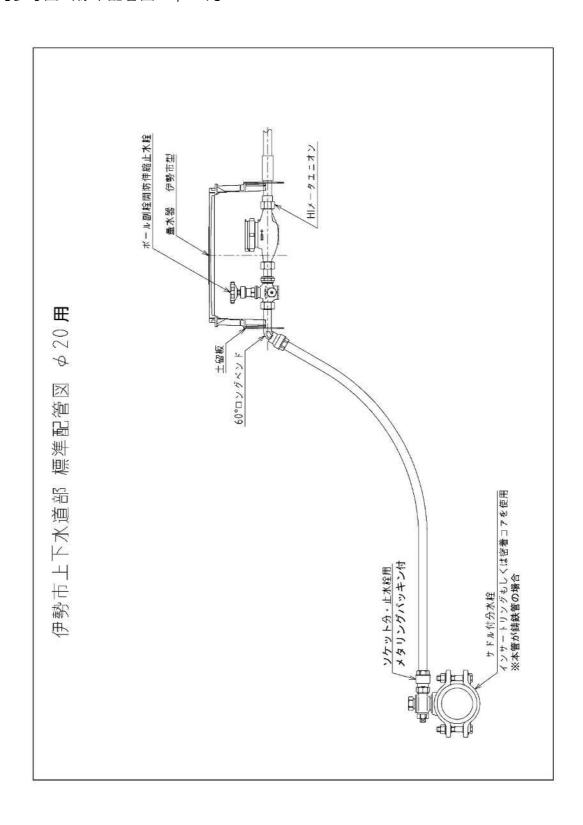
### 4 平面図の標示

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号
メーター (口径表示)	XM	スリース バルブ ストップ バルブ	<b>→</b> >>—	水吞栓	
メ ー タ ー (受水槽付)	50 —×M—爱—	任 切 介	$\exists \Box \vdash$	散水栓	
消 火 栓 (地上式)		ソ フ ト シール弁	N	特殊器具	
消 火 栓 (地下式)	——(H)—	不断水仕切介		ボールタップ	
減圧弁		逆止弁		大 便 フラッシュ	W
空気介(単口)		不凍バルブ	(E)	小 便 フラッシュ	V
空気弁(双口)	— <u>a</u> —	止 水 弁	⊗	混合水栓	<b>×</b>
泥 吐 口		プラグ止		シャワー	<b>&gt;</b>
ポンプ	P	給 水 栓	α	定流量介	-

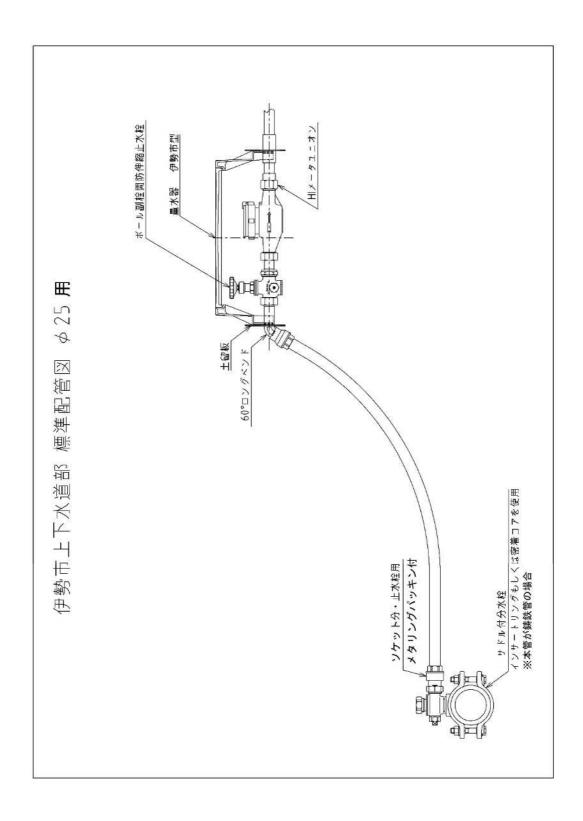
### 5 立体図の標示

名 称	記号	名 称	記 号	名 称	記号
水 栓	H	不凍給水栓		大 便 フラッシュ	w —
自 在 水 栓		防寒巻		小 便 フラッシュ	v —
立ち水栓		散水栓	1-9-	シャワー	
水吞水栓	9	不凍バルブ	×	混合水栓	
下洗 水 栓		ボ ー ルタ ップ	+		

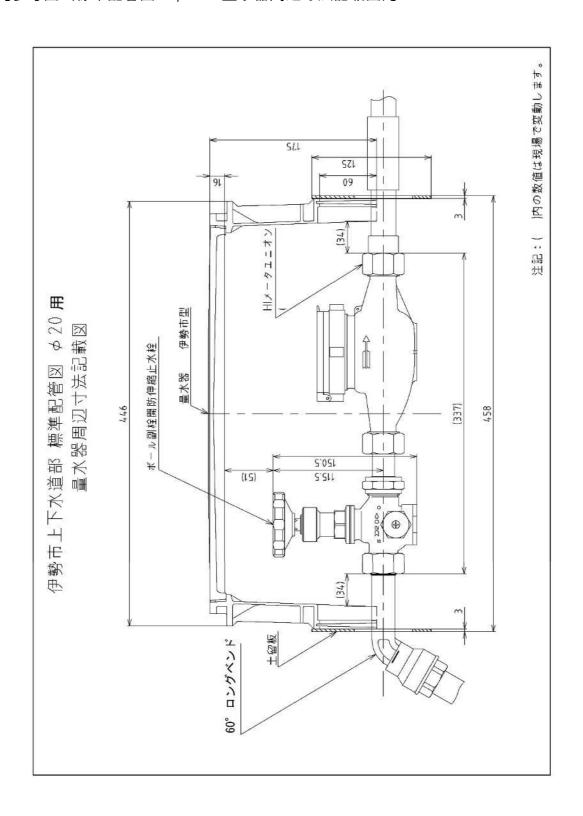
# 【参考図(標準配管図 $\phi$ 20)】



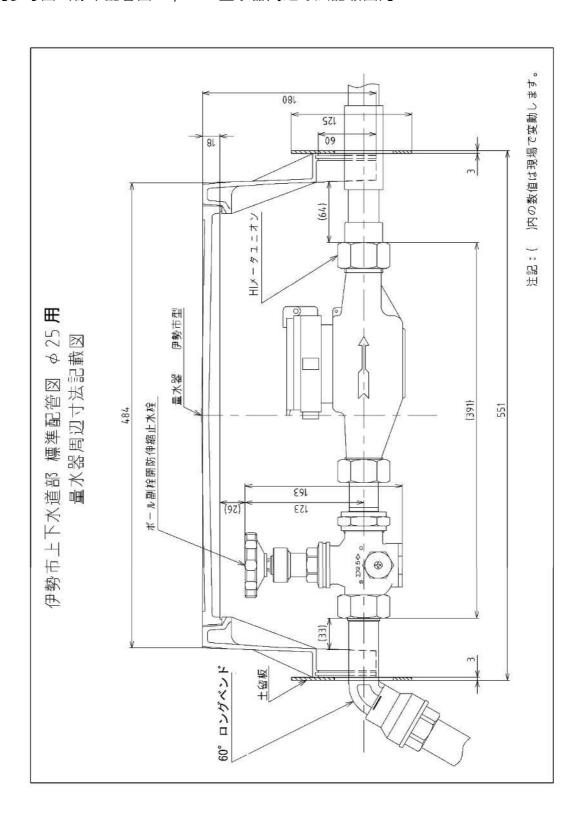
# 【参考図(標準配管図 $\phi 25$ )】



# 【参考図(標準配管図 $\phi20$ 量水器周辺寸法記載図)】



# 【参考図(標準配管図 $\phi25$ 量水器周辺寸法記載図)】

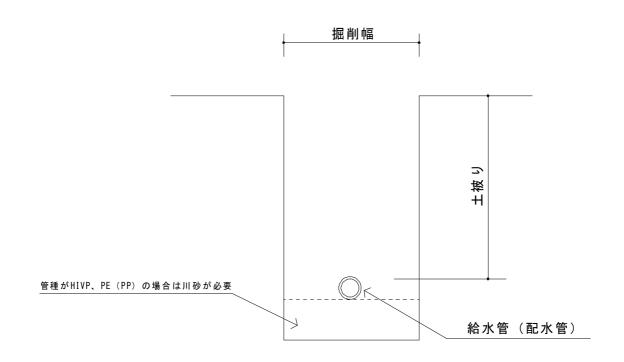


※蓋については、車載荷重等を十分考慮し、縞鋼板等の加工品を採用すること。 009 009 009 009 [参考寸法] メーターボックス寸法 1090 1300 以上 980 以上 Ш 基礎砕石 . 一 620 以上 690 以上 850 以上 670 以上 ⋖ 1000 5 6 0 7 50 630 メーター寸法 320 280 450 I Ф50~150mm用 (現場打ちコンクリート、ブロック積み) メーターボックス (Φ50mm以上) 100mm 150mm メーターロ径 5 0mm 7 5mm C H線 <del>-</del> 鋳造年 口径表示 第 后 人 「 Dı

### 【給水管設置に伴う標準掘削の考え方】

### (1) 土被り

道路上を掘削する場合は、給水管の口径に関係なく土被りを 0.6m以上確保 してください。

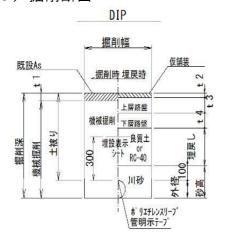


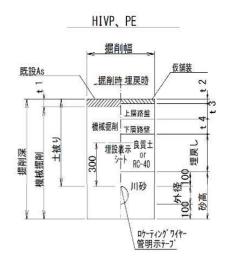
### (2)掘削幅

(				
口径	     管 種	外径	失 板 無	矢 板 有 (アルミ矢板)
	- 1 <u>-</u>	7	採用値	採用値
$\phi$ 20 · $\phi$ 25	PE (PP) · HIVP	26~32	600	900
$\phi$ 40 · $\phi$ 50	PE (PP) · HIVP	48~60	600	900
φ75	DINE	93	600	900
φ100	DINE	118	600	900
φ 150	DINE	169	600	900

- ・上記表以外については、口径・管種によって異なるため、別途計算すること。
- ・給水管設置にあたり、 $\phi$ 20 $\sim$  $\phi$ 50 については PE (PP) を使用することとし、 HIVP は部分的な使用に留めること。

### (3)掘削断面





- ・仮舗装の舗装構成は、道路管理者の指示によるものとします。
- ・基本的に市道の場合、表層(再生密粒度アスコン(13)・t=30(仮舗装)、 t=50(本舗装))、上層路盤(M-30・t=100)、下層路盤(RC-40・t=150)である が、交通量が多い道路は、維持課に確認すること。また、不明である場合 は、試掘調査等を行い確認すること。
- ・掘削深 1.5mを超える場合は、土留工を行うこと。

### 10 検査

給水装置工事とは、水道法第3条第11項において、給水装置の設置又は変更の工事と定義されています。このうち、設置とは新設を、変更とは改造、修繕を、撤去とは撤去工事をいいます。

また、「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画立案、設計、施工、 竣工検査までの過程をいいます。

給水装置工事が竣工した場合には、給水装置工事主任技術者は、竣工図等の 書類検査及び現地検査により、設置した給水装置が構造及び材質の基準に適合 していることを確認します。

また、使用開始前に給水装置の管内を洗浄するとともに、通水確認、耐圧試験、水質確認(残留塩素測定等)を行います。

◎書類検査

	●		
検査項目	検査の内容		
位置図	□ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等の記入がされていること。		
	□ 工事箇所が明記されていること。		
	□ 方位が記入されていること。		
	□ 建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること。		
	□ 道路の種別等付近の状況がわかりやすいこと。		
	□ 隣家家屋との境界が記入されていること。		
平面図	□ 分岐部分のオフセットが記入されていること。		
及び	□ 平面図と立体図が整合していること。		
立体図	□ 建物内及び地中部分の配管が明記されていること。		
	□ 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。		
	□ 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。		
	構造及び材質の基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等の対策の明記)		

#### ◎現地検査

◎児地検査			
検査種別	川及び検査項目		検査の内容
	1.分岐部オフセット		正確に測定されていること。
			水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。
	2.水道メーター、		検針、取替えに支障がないこと。
	メーター用止水栓		止水栓の操作に支障のないこと。
屋外の検査			止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3.埋設深さ		所定の深さが確保されていること。
	4.給水管布設位置		竣工図面と整合すること。
	5.きょう・ます類		傾きがないこと、設置基準に適合すること。
	6.止水栓		スピンドルの位置がボックス内の中心にあること。
			延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。
	1.配管		配管の口径、経路、構造が適切であること。
			破壊、浸食、凍結、水の汚染等を防止するための適切な措置がされていること。
配管			逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。
			クロスコネクションがないこと。
	2.接合		適切な接合が行われていること。
	3.管種		性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1.給水用具		性能基準適合品の使用を確認すること。
和小用具	2.接続		適切な接合が行われていること。
受水槽	吐水口空間の測定		吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
通水確認			通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認 及び給水用具の吐水量、作動状態等について確認すること。
耐圧試験			新設配管は1.75MPa以上の静水圧を1分間、既設配管は0.75MPa以上の静水圧を10分間加えたとき、漏水、抜け出し、その他の異常がないことを確認すること。
水	質の確認		0.1mg/0以上の残留塩素の確認を行うこと。

給水装置工事の手引き

令和6年4月1日 改訂版発行

発行 伊勢市上下水道部上水道課